

平成23年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年6月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月16日 午前10時00分		
	散 会	6月16日 午後2時29分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	内 間 利 三	5	與那嶺 篤 哉
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成23年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成23年6月16日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 これから本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 先に通告しました6月定例会に当たり、一般質問を行います。

まず1点目に、運動公園の駐車場について。運動公園駐車場の出入り口が自動車練習場よりにあり、練習車の妨げにはなっていないか。今後道の拡張する計画はないかお伺いします。

2点目に、台風2号について。今度の台風2号で農作物が大分被害を受けたと聞いておりますが、村として被害調査をしたかお伺いします。以上の2点についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺議員の御質問にお答えいたします。

質問は今帰仁自動車学校側にあります平成22年度地域活性化きめ細かな臨時交付金事業で整備いたしました多目的広場のことと思います。当広場は駐車場ではございませんが、駐車場として使用する場合は、緊急的、臨時的なときの予定です。3月12日に予定していましたが古宇利ハーフマラソンには臨時駐車場として使用する予定でありましたが、御存じのように、当ハーフマラソンが中止となり、現在、駐車場としての使用は一度もございません。今後、道路の拡張計画はないかとのことですが、今のところ予定はありません。

次に2の御質問にお答えします。5月28日晚から29日の未明にかけて最接近した台風2号の通過後、同日の午前9時より村内の農作物の被害調査をいたしました。被害状況としては、6月3日現在、ゴーヤ5.6ha、4,927万5,000円。スイカ10.5ha、756万円。マンゴー1t、60万円。さとうきび453トン、906万円。シークワサー3トン、36万円。タンカン4トン、100万円。菊、小菊2,305坪、968万1,000円。輪菊1,415坪、764万1,000円。ブドウ1,600kg、240万円。ハウス1.2ha、1,912万5,000円。合計で1億670万2,000円となっております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 運動公園の駐車場は多目的広場ということになってはいますが、自練の説明では駐車場として使うという話なんです。緊急時とか、いろんなことがあるときは向こうを使うということなんです。それに対して、火葬場から向こうまでは今一方通行の感じですから、やはりどうしても道路が必要になるのではないかという気がするわけです。火葬場までは計画が入っていますからいいとして、今後、緊急時に使うんだから余計必要なんです、道の拡張が。自動車練習場としては、素人が練習しに道路に出たり入ったりするわけです。緊急の車が来たときなどは避けきれないわけです。バスの大型から、牽引、普通乗用車、オートバイ、いろんなのが素人が走るものですから、そういうときに緊急時にこっちを使うとなれば、余計道は広いほうがいいわけです。使うほうにしても、村としても。それに対して質問をしているわけです。今の場合、普通車が1台通ったら、どこかで待つしかないわけです。何番議員かはまた中学校の駅伝も開催したいという一般質問も出ていますから、そういうことを考えれば、駐車場は広ければ非常にいいことなんです。そのためにもやはり向こうまでは拡張計画に入れるべきではないかという気がするわけです。それに対して、もう一度答弁を求めます。

2点目の台風2号の被害状況なんですけれども、これにはたばこ農家とか、牛舎とか、いろんなものもあるわけです。村長、たばこ農家も牛舎も被害はあるわけです。これは大まかな作物だけであって、パイプもあると思うんです。今たばこ農家は今帰仁村に3軒あります、全滅です。牛舎も壊れたところがたくさんありますし、いろんなのがあると思います。その場合、村長、被害調査ですから、村長かりゆしウェアで行っていますよね、被害状況を見にです。本当なら消防の緊急用の服があると思うんです。状況を調べるんだからかりゆしウェアではなくて、やはり安全のためにも緊急にすぐ動作できるように、革靴ではなくて消防からちゃんと支給されているんですから。あれを着けて行くのが本当ではないかと。それでそのためにも防災無線も今後は必要になってくるのではないかという気がするんです。緊急の場合ですから、これも台風の被害状況もです。いろんなことに対してもこの防災無線も必要ではないかという気がするんです。これは余談ですけども、防災無線は。将来的にはそういうものまで考えて、台風とか、地震とか、いろんな災害に備えきれるか、これはあくまでも余談です。こういう気持ちあるかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁申し上げましたけれども、自動車学校側にあります広場は多目的広場でございます。ここを将来は芝生を植えて、いろんな行事ができるようにということでの整備をいたしました。そういう意味では、答弁の中に、緊急的、臨時的というのは、これは特別の場合を想定して、今現在ここを使う予定としては、来年も予定しておりますハーフマラソンのときに臨時的に駐車場として使うということでありませう。そのときにはやはり警備員というか、万全の体制でやっていきたいと考えております。道路の拡張計画の件であります、現在のところ予定はありませんが、今後検討させていただきたいと思っております。

台風2号による被害については、経済課長から答弁をさせたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えしていきたいと思っております。

台風被害の調査で抜けているのではないかということですけども、確かに牛舎は1カ所確認をしております。御質問の中で農作物被害ということでしたので、牛舎も確認はしております。それと6月3日現在ですので、その後の塩害とか等々によって被害は拡大しているものと今考えていますので、その辺も調査していきたいと今やっております。たばこ農家とか、パイプ農家、今御指摘がありましたので、調査していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時12分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがございますので、答弁をしたいと思います。

台風被害調査のときには作業着というか、消防から支給されたものがないのではないかということですが、そのとおりだと思います。ただ台風の日曜日以降、3日ぐらいは作業着と雨靴で調査をいたしております。その後、ほかの仕事帰りとか、そういう中で経済課長と一緒にマンゴー園ほか見舞いとか、行ったことはありますが、そのときはほかの仕事の関係でかりゆしウェアで行きましたけれども、被

害調査については四、五日は作業着で調査をしたということであり、今後は消防からの支給もありますので、それを着けて被害調査とかを含めてやっていきたいと思っております。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時14分)
- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時16分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 そうであれば門を閉めたほうがいいのではないですか。1年に1回しか使わないんですから。かぎもつけないで。向こうはこれを心配して道路拡張をやってくれと言っているんです。緊急時には使うわけでしょう。ハーフマラソンだけではないと思うんです、今からは。そうであればちゃんとフェンスをやったら、向こうかぎやるはずですよ。自動車練習というのは初心者マークではなくて、素人が練習しているところなんです。向こうを往復するわけです、あの道を。おまけに舗装も自分でやっているんでしょ、前は。先っぽのほうは農振地になっているんです、畑があるんです。ただこっちにぼつんと自動車練習場があるということだけ。そうであるなら閉めてください。そうしたら安心して自動車練習場のは練習できますから。これができないからこっちをあけているわけでしょう。万が一のときを考えて、緊急のときに。臨時的であろうが、こんなに立派につくれば、道路も拡張するのが常識です。それについてもう一遍答弁を求めます。

そして経済課長、今帰仁村はスイカとか、マンゴー、ゴーヤだけではないんです。ほかの作物もたくさんあるんです。そうでしょう。ほかの作物たくさんあると思いますよ。小規模だけどバナナも植えているところもあるし、ドラゴンフルーツもやっている人もいます。

村長、災害のとき私が言ったのは、ほかの現場を見てわかるでしょう、あの工事をやったところ。私らは命綱つけて、かごに乗って木を切っているんです。ユンボも使ってます。そういうところに革靴つけて、かりゆしウエア着けて、もってのほかです。向こうでだってヘルメットやってないですよ。今でも崩落しているんです、向こう。そういうところ災害ですから、村長、ちゃんと消防からもらっているわけですよ、服を。そういうときに着けるために渡されているわけですよ、あれは。

それで今後、自動車練習場側のあれ拡張する計画がなければ、向こうは閉めてください。危ないですから。そうでなかったら計画を入れて、やるかやらないか計画を入れるとはっきり言ってください。道路拡張です。恐らく向こうはいろんなイベントで使えると思うんです、将来的にも。そのためにもやっぱり道の拡張は絶対必要だと思うんです。検討ではなくて、将来的にはやりますというなら話はわかりますけれども、検討はもういつまでも検討でできますから。それについて答弁を求めます。

- 議長 久田浩也君 村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

災害現場とか、被害状況調査につきましては、消防から支給された服装で今後は調査をしていきたいと思っております。

道路の件でございますが、この多目的広場の件でございますけれども、ここはフェンスをして締めてお

ります。そういう中で出入りが簡単ではないと思っております。先ほど申し上げましたように、予定としてはハーフマラソンのときは駐車場として使っていきたいと考えております。この道路の拡張計画でございますが、先ほども答弁したように、今後、財政状況を見ながら検討していきたいと思っておりますが、運動公園の入り口から葬祭場に向かっての180mは、先ほど議員からもありましたように、予算を計上して、そこを9月ごろまでには整備をしていきたいと考えております。そういうのを年次的にこういうのをやらないと、財政的なものもありますので、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

被害状況として挙げた作物被害にももっとこまめに調査しなさいという御指摘だと思いますけれども、今挙げられているのは系統を通した換金作物といえますか、そういうものでありまして、確かにバナナ、ドラゴンフルーツとかありますけれども、その辺もこまめに調査できる範囲で、どうしても聞き取りとか、そういうふうになるかと思っておりますので、追加の被害調査の項目に入れてやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 自動車練習場側はなぜかという、こっちは土手なんです。運動場側はガードレールも何もないんです。気づかないでしょう。あの道ほんと一歩間違えれば落ちるぐらいです。大型車だったらです。普通乗用車なら、オートバイなら大丈夫なんですけど、大型車はいっぱいいっぱいなんです。ほんとにあれが何回も通ったら崩れるのではないかという危険な道路なんです。ガードレールはないです。役場の皆さんは、建設課長わかりますか。向こうから道路にないでしょう。だから拡張してくださいと言っているんです。この件はいいとして。

葉たばこが全滅なんです。今3農家がやっているんですけども、天底2人と玉城と。ほとんど桃原、本部の旧上本部でつくっているんです。だからわからないだけであって、ほとんどゼロです。だからああいうところまで今帰仁の農家はたばこつくっているんですから、調査するのも普通だと思うんです。もっと細かく調査してください。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問にお答えします。

現場の状況ですけれども、今、與那嶺議員の言われたとおりガードレールは設置されていない状況がありまして、公園側にフェンスがずっと道路沿いにある状況があります。この拡張の件については、先ほど村長の答弁のあったとおりの内容で検討をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまの御質問にお答えします。

現場のほうはサブグラウンド側の道路と段差のある箇所と認識していますが、その件については、調査を行って、改良の必要性も含めて検討していきたいと思います。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 次に、與那嶺篤哉議員の発言を許します。

休憩します。

(休憩時刻 午前10時30分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。

(再開時刻 午前10時30分)

5番 與那嶺篤哉議員。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 6月定例議会において、先に一般質問の通告をしておきました質問について答弁を求めます。

質問事項1、葬斎場の整備について。①葬斎場までの道路拡張計画はどのように進んでいるか。②駐車場の拡張計画はあるのか。あるならいつごろ行うのか。③火葬場施設の改修計画はあるのか。

続きまして、2点目、東日本大震災後の農産物被害の補償について。①村としてどのような考えを持っているかお伺いします。②補償ができるのであればどのような方法があるかお伺いします。以上、2点の質問、答弁を求めます。

村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 葬斎場までの道路拡張計画についてお答えいたします。

平成22年度繰越予算の「きめ細かな交付金」を活用し、簡易舗装道路改良事業として、当該道路の整備を予定しております。実施スケジュールとしては、6月下旬ごろに関係地主、住民説明会を実施し、施工同意を得た後に測量設計業務を発注し、9月ごろをめどに工事着工していきたいと思います。工事概要といたしましては、幅員5.5m、延長180mの簡易舗装工であります。

次、②の駐車場の拡張計画についての御質問にお答えします。火葬場、葬斎場の利用件数は、平成21年度で火葬場が116件、葬斎場が89件、平成22年度は火葬場が131件、葬斎場93件と本村では年間100から120件前後、月間約10件の両施設の利用があります。御質問の駐車場拡張計画でございますが、本村としましては、周辺の土地を購入しての駐車場拡張計画はございません。当面は、次のように駐車場を整備し、利便性を図りたいと考えております。現在、火葬場、葬斎場駐車場の区画線の標示が行われておりませんので、駐車場に遺族の方々、関係者の駐車スペース20台を確保する区画線を引き、また葬斎場等利用時における車両の出入りがスムーズに流れるように動線を考えて区画線の標示をしていきたいと考えております。また葬斎場周辺の地権者に対し、葬斎時における用地の利用について御相談を申し上げ、了解がいただければ葬斎場を利用する関係者に不便を来さないように整備をしていきたいと考えております。中長期的には3番目の質問と関連しますが、火葬場の管理・運営方法や駐車場の確保を含め、新しい火葬場の建設の全体事業計画の中で協議・検討していきたいと考えております。

次に、③火葬場施設の改修計画についての質問にお答えします。火葬場は村民がその生涯を終えたとき、親族らと最後のお別れをする場であります。本村の火葬場は、昭和34年に建設され稼働を開始しております。昭和51年には現在の火葬場に新築して以来35年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。御質問の火葬場の改修計画について、最新の煙や粉塵の出ない火葬場建築となると多額の予算を要します。最近の

見積もりで2億1,700万円程度かかるようでございます。施設建設に係る財政支援として国の補助金がありません。また、沖縄県の離島・過疎地域自立促進特別事業補助金の活用も離島・過疎地域が限定されているため利用ができませんので、本村では火葬場建設基金を創設するとともに、新しい火葬場の整備に向けて検討を進めてまいりたいと思います。整備に当たっては、整備の対象が建物本体以外に駐車場など多岐にわたり、多額の事業費を要するほか、整備後の施設の管理運営方法や使用料のあり方についても検討を進めていきたいと考えております。火葬場施設稼働以来35年が経過しており、建物及び火葬炉設備等に老朽化が見られることから、毎月保守点検を実施しております。その報告書に基づき整備箇所を確認、整備順位、費用の精査を図っております。当面は、耐用年数の経過した主要機器の交換等、火葬炉等の定期補修を継続して火葬場施設の延伸を図っていきたいと考えております。

次に、2点目、東日本大震災後の農作物被害の補償について一括して御質問にお答えします。東日本大震災により出荷制限や価格暴落の影響を受け、村内の菊農家の経営が悪化した状況を受け、4月11日に本村と村議会の共催で、農家代表者と関係機関の担当者等に参集していただき、「花卉農家支援対策意見交換会」を実施しました。さまざまな支援策についての御提言をいただきましたが、その時点では沖縄県の支援策についての方針が定まっておられませんでしたので、県の方針が決定され次第、本村としても支援していくことが確認されました。県は5月臨時議会で、「菊生産農家の経営安定と再生産に向けた菊再生産緊急支援事業」が決定されましたので、本村としても当該事業に沿った支援策を実施してまいりたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 簡易舗装の件は、「きめ細かな交付金」を使って行うということでありますので、これも早急に実現していただきたいと思っております。

それと火葬場の駐車場の整備ですけれども、今、現状として、葬斎場駐車係が身内から五、六名も出して駐車場係として出なければいけない状況があります。その点、動線を引いてということではありますけれども、まだまだ足りないのではないかという感じがします。そこら辺、運動公園の駐車場も使っているわけですけれども、高齢化という中で、運動公園から葬斎場まで歩いていく中で、この間の葬儀のときでしたが、向こうまで歩くのが大変だと。そこで香典を預けてですね、葬斎場までは来ているわけですけれども、香典を預けて帰っていくお年寄りの姿も見ました。手を合わすのが筋だと思っんですけれども、歩くのにもう大変だという形で、一緒に歩いていく方にもう手を合わせてくれという形で、そこから帰っていくお年寄りもいるわけです。葬祭というのは晴れた日だけではなく、雨の日もあります。それで傘を持って歩いていくお年寄りの姿を見ると、どうしてもすぐ近くまで駐車場があれば楽なのではないかという気がします。その点でもぜひとも駐車場整備という形でやっていただきたい。それと建設の全体計画の中で協議するという答弁がありましたけれども、新しい火葬場の建設予定があるのか、35年もたっている中で、非常に老朽化していると。耐用年数も過ぎていっていると思います。その中で、点検保守していくわけですけれども、万が一使えなくなった場合にどういう対処をするのか、それもお伺いします。火葬場ですけれども、だれもが、村民最後はお世話になる場所であります。最後の最後で不愉快な思いをさせるのではなく、その生涯を終えられた方をお見送りするのは晴れ晴れとした気持ちでお見送りしたいという村民の

願いもあると思いますので、そこら辺ももう一度御答弁願います。

それと大震災の件ですけれども、隣の本部町の菊農家の話では、1農家当たり堆肥を50袋、52農家の方がもはや支給されているという形での対応をされているという話も聞きます。村として、「菊再生緊急支援事業」、県の事業ですけれども、その事業の中身、明細をもう一度答弁願います。それと本村、農業立村として、村長を初め、ピーアールしているわけですけれども、本村単独で支援策をする考えはないのか、御答弁願います。生産者は生産意欲がなくなるような形で支援ができたらと考えております。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問に対する答弁は、担当課長からさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの與那嶺議員の御質問のありました件にお答えしたいと思います。

まず初めに、駐車場の拡張計画については先に村長が答弁申し上げたとおり、土地を購入しての計画は今ところはございませんということで御理解をお願いしたいと思います。ただ区画線を標示してどうかということがございましたので、今のところ区画線を標示した中で、現在の駐車場確保されているところが1,783㎡ございまして、駐車場の平米、1台当たりの面積に通用する平米が約23㎡と聞いております。それでやると約79台はとめられるという計算を今のところやっております。あと残りについて70台ほど運動公園のほうに100mから150m距離はあるんですけれども、そのほうに今のところお願いしている次第であります。先に質問の中にありましたように、高齢者とか、足の不自由な方々の件については、村長の答弁の中にありましたように、利用に際して近隣の地権者の方々、近くの地権者の方々に御利用に当たっての了解を得ながら、順次整備していきたいと考えております。長期的には先ほども答弁の中にありましたとおり、財政が脆弱な本村でありますので、国の財政の支援がない、県のほうとしても離島地域についての支援はありますけれども、本島内についての支援については今のところ過疎地域以外についてはないということ聞いております。その中で基金を創設しまして、その辺の具合と、あと国の一括交付金の制度等もありますので、その辺が活用できないかというものも調査しながら、庁内に財政部門、それから福祉部門、建設部門とワーキングチームを立ち上げまして、その中で具体的な件については調査し、新しい火葬場の全体計画像をつくって進めていきたいと今のところ考えているところでございます。あと新しい火葬場の状況としましては、先ほど村長の答弁にありましたように、2億1,000万円ぐらいかかります。その概要としては、今最新の恩納村、伊奈武瀬のほうでやっているような集塵、都会的なですね、本村の場合は非常に炉の中に入れる中についても遺族の方が見られる中で、非常に遺族の方にも畏怖感等ですね、そういう状況を与えますので、将来的には快適な火葬場建設にもっていききたいと。斎苑公園みたいにもっていききたいと全体では考えながら、議員がおっしゃいましたように、最後の福祉の場でもありますので、そういうお見送りができるような場にもっていけたらいいということで、今、課内で話し合いを始めたば

かりです。具体的にいつということは今のところ持っておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 今、2炉ありまして、毎月の点検で常時交互に使っております。月10件ほどの利用件数があるわけですが、最近ではこういったトラブルはございません。管理運営上の関係からも、管理運営的についても将来ちゃんとボイラー資格とか、そういうのを持った方々に委託すべきではないかということも考えておりますけれども、やってもらえる人もいるのかということもありまして、今後その件についても検討させていただきます。もし万が一、出た場合については、本部町とそういった提携は持っております。緊急の場合に今帰仁の葬斎場が使えなくなった場合については、本部町、もしくは名護市の斎場も利用できるように連絡調整はとっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

質問の内容としましては、県が実施する支援事業の内容と、もう1点は単独事業での支援ができないかという2点だったかと思えます。まず初めの県の支援事業は来る11月、12月の植えつけを支援するために肥料、農薬を助成していくと。その費用について県と市町村で折半、2分の1ずつ持つような状況であります。菊の生産額を見ても本村は県内でも突出している状況は御存じのとおりであります。例えば糸満市、うるま市に次いで作付け面積も販売高も多いということでもありますので、それからしますと、その支援策の対応費としまして、多額な対応費になるかと想像されます。このような状況を考えますと、村独自の支援策については大変厳しいものがあるのではないかと今考えている状況であります。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 葬斎場の件について、もう一度お伺いします。35年という耐用年数を過ぎているような中で、村として何の計画もないというのはいかがなものかと思えますけれども、一括交付金とか、その優先順位の中でその資金を使えるのではないかということもあるわけですから、早急にその検討に入るべきではないかと思っております。35年、毎日ではないわけですが、高温の中でやるわけですから、コンクリートの耐用年数も大分弱っているかと思えますけれども、これは早急に進めるべきではないかと思っておりますが、その検討がすぐできるのかお伺いします。

それと震災後の補償の問題ですけれども、村として何らかの形で、県と2分の1折半だという話ではあるわけですが、農業立村を掲げている本村として、何らかの形でその生産者を激励するという支援策ができないものか、もう一度検討する余地がないのか、その生産者の意欲をそがないような形で何かの支援策が考えられないかということを考えております。その答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまの御質問にお答えします。

早急に計画をつくるべきではないかという質問についてでございますけれども、確かに火葬設備の耐用年数は16年、建物の耐用年数は38年とされております。これは大蔵省の減価償却に関する建物の耐用年数に関する省令に載っている状況であります。それを見ますとやはり建物についてはあと3年残している状況ではあるんですけれども、火葬炉については耐用年数はもう十分に過ぎていると。その中で大規模な修理も平成15年か、16年、煙突等についても、現在、多分白煙等が出ないようになっているかと思うんですが、気温の低い日には多少出るかもしれないんですけれども、今そういうふうに改修を加えながら、ある程度の資金、基金造成ができる間については、ちょっと延命化を図りながら今のところやっていきたいと。あと計画についてでございますけれども、基金条例を9月に立ち上げると同時に、庁内の先ほど申し上げました作業チームで具体的な財政的な件、それから建設的な件を含めて、早急に立ち上げまして、村民の最後の福祉に不都合を来さないような状況に持っていきたいと思います。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

東日本大震災における農作物の被害補償について。村として、単独で補助する考えはないかということですが、先ほど経済課長からもありましたように、今帰仁村も甚大な被害を受けております。そして再生産に向けて農家が頑張れるように村としても支援をしていきたいと思っておりますが、糸満市、うるま市の次に今帰仁村が生産量として多いということは、ほんとに数字ははっきりしていないんですけども、村としてほんとにびっくりするような金額なんです。それにプラス利子補給、それを単独でやると、またほかにも波及するものですから、非常に今悩んでいるところであります。ただ県との統一步調ということで、県の事業に対しては一緒にやろうと思っておりますが、村の単独事業については、今後検討させていただきたいと思います。といいますのは、台風被害との関係もあるんです。だからそういう意味ではこれは慎重に検討させていただきたいと思います。

○ **議長 久田浩也君** 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

次に、座間味邦昭議員の発言を許します。6番 座間味邦昭議員。

○ **6番 座間味邦昭君** 平成23年6月議会に当たりまして、先に通告しておりました情報公開の原則と監督チェック機能の村当局の見解についてお伺いします。

では、その質問の趣旨についてですが、今回、茸生産施設に関する資料を請求したところ、ある部分に関し役所を通して施設のほうからこれ以上資料を提出することができないという回答がございました。しかし、茸生産出荷施設は、沖縄県北部特別振興対策事業において、北部、今帰仁村の地域振興の一環として、平成14年度に約6億7,000万円、今年度は約6億円余りの計約13億円の巨額の補助金を導入します。そうすることで、今帰仁村では茸栽培が行われております。それは今帰仁村の地域の振興及び雇用の創出を図る観点から導入されたと思いますが、これだけの巨額の補助金を投入して施設をつくった以上、村は地域の振興及び雇用に結びついた運営を行っているのか、村は施設運営状況のチェックを厳しく行い、議

会には資料の公開、運営状況の報告を行うべきだと思いますが、村当局の見解をお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 座間味邦昭議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体の事務に関し、議員から議長を通じて資料提出の請求があった場合、執行機関といたしましては、本会議での審議をより能率的、円滑に行うため、さらには一層迅速かつ的確な行政事務執行に資するため、これまでできる限り、その提出に努めてきたところでございます。今回、資料請求のありました茸生産施設につきましては、北部地域における雇用の場を創出し、就業機会の確保及び後継者育成に努めることを通じて、地域の特用林産の振興を図るため設置されたものであります。村としましては、当該施設を効率的に運用し、生産向上を図り、村益に有効寄与するため、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づき、貸付し運用しているところでございます。ところで今回、議員から請求のありました茸生産施設に関する資料請求におきましては、一部提出できないものがありました。それは事業実施主体が村ではなく、企業組合の施設である場合や、今帰仁村とは直接契約関係のない企業や茸生産施設と取引関係がない企業など、また原材料の仕入れ先や材料名のため、関係業者に損害を及ぼすおそれがあったためでございます。もとより、村は施設の設置の趣旨に沿って施設を常に良好な状態において管理し、効率的な運用を図れるよう努めているところであります。さて、議員の地方公共団体の事務に関する資料請求につきましては、資料の中に職務上の秘密に関する部分が含まれている場合もありますので、長は情報公開制度との観点から、個々具体的に判断して提出する必要があります。このことは、たとえ公設民営の施設であっても同様で、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかである場合は公開することができないこととされております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 先ほどの村長のほうからの答弁で、関係業者に損害を及ぼすと、また不利益を与えるという答弁ということで、それで資料が請求出せないのだと。しかし、この茸生産施設というのは自己資金で設備投資をしている民間企業であれば、それは情報公開しなくても構わないというのは当然理解できます。しかし、あの施設は公的資金、補助金を投入してつくった施設である。またこの補助金は北部振興資金という地域の振興のための資金であります。一企業の利益追求のために補助金というのは出ないと思います。その大切な基本の部分がわかれば、村として村の振興及び雇用の創出の観点から適切な運用をしているか、監督チェックを行っていくのが当然であると思いますし、今回この予算も議会を通して、議会の同意を得て予算を執行していると思います。それなのに議会に対して説明しない。資料も出せない。そういうことであれば、裏を返せば村民に対して説明する必要はないと言っているのと一緒だと思います。これは村民に対して情報を隠すといっているのと一緒だと思うんです。それで今私が配った資料ですけども、これは資料請求して、限られた資料の中からちょっとまとめた資料なんですけれども、乙羽有機から今帰仁茸園に経営が移って、乙羽有機では経営が厳しいと。そして茸経営のプロである今の経営者に経営を譲ったということになって、今安定した経営を行っている。県からも優良企業として評価を受けてい

ると言われておりますけれども、この決算書、資料を分析したあれが売上高に占める製造原価は約80%前後、材料費、種菌等に関しては売上高の24%で推移しています。茸園に移ってから製造原価は売上高の約93%、製造原価がめちゃくちゃになっているんです。そして材料費は売り上げの半分です。かえって経営としては厳しくなっているのが、この決算書から見てもわかると思います。また販売単価ですけれども、毎年の出荷トン数を確認しまして、その売上高で割ってキロ単価を出したんです。そうしたら当初、乙羽有機のときキロ当たり350円あったんですけれども、今帰仁茸になってからすぐ250円に下がっています。今では半分の130円ぐらいまで販売単価が下がっています。自分がこのデータを調べれば調べるほどちょっと疑問に感じてきて、これが種菌等の材料の購入先、一般販売先に有利な取り引きが行われている経営で、ほとんど今帰仁茸園に利益が出ない仕組みになっていると考えられるんですけれども、それも憶測ですけれども、ほんとに材料仕入れ先、資料もなかなか出してもらえないものですから憶測でしかしゃべれない。出してもらえたら的確な判断ができたと思うんですけれども、私は憶測でお話をしますけれども、材料仕入れ先及び一括販売先は今帰仁茸園の経営者、取締役が経営している会社で、そこに利益がいくシステムになっているのではないかと考えられます。そこでその資料の数字が示している経営状況を村長として、村としておかしいと思わないか。またこれは地域の振興雇用の創出という大義があって、この予算は出たと思うんですけれども、それは村益を損ねているのではないか、村長にお伺いします。それと村長の答弁の中で、雇用の場の創出ということで書いていますけれども、一般管理費の資料を見てもらえますか、今帰仁茸園になってから一般管理費の項目の中から事務員の給料がなくなっているんです。ということは、事務員を採用していない。今まで事務員がいたのに、事務員がいなくなっているんです。しかもだんだん一般管理費の予算がほとんどなくなってくる。この一般管理費の予算書を見たときに、内訳を見ると、事務処理はどなたがやっているんですか、これだけの売り上げがあるのに事務員も置かず、一般管理費の予算もほとんどなくなっていて、これもまた憶測で言います。もし間違っていたら、ちゃんとした資料を出してもらえたら訂正いたしますので。販売会社なのか、またその裏会社なのか、役員と取締役は一緒ですから、そのような会社が事務所を管理していると受けとめても、とらえられても仕方ないと思います。また工場働いている方の人数なんですけれども、以前からそんなに大きな変動はないんですけれども、決算書で示している労務賃から1人当たりの月給を調べてみると、パート主体の最低賃金です。このように利益が出ないような仕組みになっているおそれがある状態で、経営状況で、雇用の最低賃金、しかも事務員はもう雇っていないような状況等が今の決算書からは見られるんです。そういった中で、村益に反している経営をしているのではないかと疑っても仕方ないと思います。それで資料を出してくれと思って、調べてみようと思ったのに、資料も出さず、情報も出さず、チェックもしない。村民に対して説明もしない。その上また補助金を出す。その姿勢を村長このままでいいと思っているんですか。村長の答弁の中に「村益に有効寄与する」と書いています。これが村益の村長が言っている有効に寄与するための、これだけ疑いがあるなら情報公開をしてやるべきではないですか。自己資金でやっているなら構わないです。すべて補助金ですよ。やってきたから工場は運営していると思いますので、これは村長の見解をお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの座間味邦昭議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど資料を提出されて、これを今見ているわけでありますが、この状況については詳細に検討をさせていただきたいと思います。その結果を受けて、経営がうまくいっているか、いっていないかというのは判断をしていきたいと思います。これまでの経過を含めて、基本的な情報公開については、担当課長、総務課長、そして副村長から答弁をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まずこれまで座間味議員から茸生産施設組合の資料について、数回にわたって資料の要求がありました。その中には一部提出できない資料がございましたので、その旨回答いたしましたところがございます。その理由としましては、先ほど村長からもありましたように、この地方公共団体の事務については、例えば公共行政事務等においても、これを法律的や条例によっても公開できないものが定められております。今回の茸生産施設組合の資料請求の一部においては、公にすることによって当該法人施設に著しい不利益を与えることが明らかである場合は、公開することはできないということで、この根拠につきましては、今帰仁村の情報公開条例第7条の3号のほうにこういう規定がございます。その内容につきましては、先ほど提出されていないような資料につきましては、営業とか、販売活動等に関する情報、これは販売計画とか、実績等、それから経営人事等に関する情報、融資関係、資金計画等、それから生産技術等に関する情報、生産品目、製造行程、それから原材料の仕入れにかかる種類等に関する情報等については、これは基本的には提出することができないとなっております。ただ、この提出に当たっては、会社側とも具体的に、この判断に当たっては、村が保有する資料については村長のほうで判断をして、提出することになりますけれども、当該情報を公にすることにより、法人等の事業活動に著しい不利益を与えるか否かは個別的、具体的な事案をもとに判断するものとして、法人等からも意見聴取するなどして判断したことによるものでございます。そういうことで、今回提出できなかった資料については、企業において不利益を与える資料と判断して提出しなかったわけでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 整理した資料には出しているんですが、まず当期労働費をちょっとごらんになってください。当期労働費が雇用の創設、北部振興の主要な目的、雇用の創設なんです。いかにこの人たちが雇用の場をつくるかというのが、この茸工場の最初の目的です。それで当期労働費だけちょっとごらんになってください。労働費が雇用ですから支払いをいかにやったかというのがあります。1,600万円。それで6期というのはこれは半年ですから、これはちょっと省きます。7期が1年分で2,700万円。8期が1年分で2,900万円。実はこの数字というのは、管理者が1年分ほぼもらっている金は500万円まで含まれています。管理者、要するに社長です。その当時の社長のあれまで含まれた数字なんです。大体500万円というあれがあります。今度は右のほうに移って、約2,800万円、2,400万円、3,400万円というのがあります、今帰仁茸園。大体3,000万円ぐらい今帰仁茸園はあります。これはほとんど賃金職員と、そうい

う人たちのものだけです。要するに管理者は含まれていません。それで前の乙羽有機がなぜこういうあれでできなくなったかというのは、数字が今より悪いといっているんですが、引き継ぎをする前に乙羽有機の経営状況を分析した資料があるんです。それでこれは複式簿記ですから、複式簿記では御存じのとおり、財産がこれだけあって、そして歳出があつてということで、財産があるものが要するに原価、資産が簿価でやっている場合もある。実際財産はない。簿価でやる場合は非常に高く見積もって、しかし原価で合わすとないう数字が出て、3年間でどれぐらい赤字が出たか、これは単式簿記で計算したのがあるんです。平成14年から始めていますので、平成14年が890万円の赤字です。当初は1,900万円の赤字が出る予定です、計画が。それで平成15年が400万円の赤字、平成16年1,289万円の赤字、毎年毎年赤字になって、累計で大体2,300万円ぐらい赤字が出ています。それで引き継いだところが、この2,300万円も赤字がついたままでみんな引き継ぎしています。そして設備投資も約9,000万円ぐらいやっているものですから、非常に今の経営としては、あれまで足すと非常に苦しい。設備投資が9,000万円ぐらいやっていますので、だから前の赤字の分もみんな新しいあれが出して、そして600万円もプラスして出して、それで引き継いでいるものから非常に厳しい運営になっていると。だから今のところ状況を見ると、すみません、後でまた説明いたします。そして賃金の支払いというのが、今現状はどれぐらいかという、結構いい賃金で支払いはしています。玉城の男性のほうに年間280万円ぐらいとか、結構今のところはいい給与で支払いしているというのが現状であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 答弁漏れがあるみたいで失礼いたしました。そういう管理云々というのは先ほど総務課長が説明したとおりで、経営の中身の細々については、我々の契約書にもあるとおり、全部はできない状況があります。個人の経営内容についてまでいちいちあっちがノーといえできない状況が今の状況であります。私が見た限りでは、結構設備投資はしている割に、給与に対しては個別のものをみていくと、結構いい給与で支払いされているという実態が見えてきます。給与、賃金に払った総額が約3,000万円ぐらいですから。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 訂正いたします。役員報酬について、賃金入っていると言ったのは間違いであります。それで訂正をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 再度もう一回お聞きします。村長、先ほど休憩のときにはいろいろとすれ違ひがあつたんですが、再度整理をしてもう一回お伺いします。どうしてもこれだけの大きな資金が投入されているということは、村民に対して、これがもとに村が潤ってほしい、村の振興になってほしい、雇用をもっと賄ってほしい。またどんどんもうかって税金が納められるようなシステムになってほしい。働いて

いる人がたくさん給与をもらって、税金を納めるような体制になってほしい。そういう意味でもこの茸園は頑張ってもらいたい。しかし、ただ資料請求ちょっとおかしいなと思うとき、確認しようと思ったら資料が出てこない。限られた資料の中で確認しても、あれだけ茸栽培のプロという方たちに経営として安定したとおっしゃっているけれども、茸園に移った途端に製造原価が93%です。普通ならもう経営できないです。種菌とかおがくず、もう根幹にかかわる分が50%まで上がっているわけです。最初の当初の乙羽有機の予算をこの事業計画書の中に、種菌をある会社が代金を支払うと。ダミーで窓口としてお金を払うと。もう完全に握っているんです。やって、そして販売もそこに一括しているんだと。すべてここに牛耳られている。しかも、ここは今帰仁村にない、所在のないところ、補助金も入らない。でも経営者はみんな一緒、みんなそこに利益が持っていられるシステムになっているおそれがあるのではないですか。それを確認するために、それは村益に反する行為なんです。これだけの13億円ですか、県がやったあの予算を見たら、3つの工場が入っている。村民、村益のためにやっているはずなのに、一企業が利益を持っていくような状態、ここには利益を残さないようなシステムになっているのではないかと、この数字から見ても。どう思われますか、村長、御答弁をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

販売組織体制を含めて、非常に疑問があるという御指摘であります。このことにつきましては、行政といたしましても、運営状況のチェックは当然しっかりとやる必要があると思っております。先ほどからいろいろ御指摘されたことに関しては、今帰仁茸園の関係者を呼んで説明をさせて、改善させられるところは改善させていきたいと思っております。その中で公開については、行政がこの資料を持ち合わせて、指導監査というのと、これを議会に提案するというのは、それは公になるというのもありまして、専門家の話の中では、ある意味では慎重にする必要のある場合もあるということも言われております。そういう意味では、今後この茸生産につきましては、北部振興策で第2工場も建設を進めている状況の中、透明度を高めて、村民からも不信のないようにしっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、村長の答弁からも実際本当にチェックをしていくのか、どうやっていくのか、なかなかつかみきれない。3回の答弁、質疑の中でやりくりするにはなかなか追求できないということで、ちょっと中途半端になってしまったかと思えますけれども、ただ、この茸生産施設に関して、やはりこれだけの金を投入して、出せないから議会にも公なんだと。でも議会の議決をとるんです。その議会に対して説明がないということは、自分は何を基本に同意をしたらいいのか、村益に反しているおそれがあるものに対して同意せよということとはちょっと私的に酷な部分があって、本当にこういった種菌の仕入れから販売までの流れというものすごく不明朗なところがあるんです。例えばえのきに関していろいろと販売推移を調べてきたんですけれども、国内販売の推移を見ても300件前後で安定してキープしている。私は実は大手のスーパーに仕入れ値段を頭を下げて聞いたんです。そうしたらあるスーパーが教えてくれました。これは言いませんけれども。大体販売価格の80%です。ということは、大体商品に割り足して

スーパーはとると。なのにえのきの一括販売のときは半分以下にされています。もうほんとおかしい状態。どう考えてもおかしい状態なんです、この流れが。そういう意味でもどうしてもやってほしいということがあって、運営協議会の規則には、施設運営経営にかかわる事故、施設の利用状況にかかわる事故、施設から出荷する茸の販売にかかわる事故、いろんなものがチェックできるようになっているはずなのに、それをやって、問題なところ見せてくれたらいいんだけど、それを見せようとしない。チェックもしていないと思われま。そういう意味で、最後の私の質問なんですけれども、このような形で出せないとか、これだけ補助金を投入しているのに、民間企業だからということで、もうできないのであれば、村が今後なかなか動かないようなことであれば、私は私なりに国や県に行っているいろいろと指導を仰ぎにお伺いしたいと思いますし、また議会の中でも有志を募って今後この茸の工場に関しては、徹底的に調べたいと思っていますので、村長、このときはできるだけ資料を出してください。そうでないと疑いの目でしか私たちは見えないんです。出さないということは、疑いが積もるんです。出したら大粒の汗が出ると。そう思いますけれども、今のような形で企業だからとか何とかと出せないような形で、補助金を出せ、出せ、議会は同意せよということなら私は困りますので、今後こういう件に関してはいろいろと調べていきますので、そういうことで、もう答弁は構いませんので、それで終わりにしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時47分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、山内 聰議員の発言を許します。7番 山内 聰議員。

○ 7番 山内 聰君 平成23年第2回今帰仁村議会定例会に当たり、先に通告してありました次の2点について一般質問をします。

1、今帰仁の駅「そ〜れ」の浄化槽改善について。①容量オーバーのため改善が必要と思うが、どのようにお考えかお伺いします。②村総合まつり時のトイレを増設する予定はないかお伺いします。③まつり時に保健センターのトイレを活用できないかお伺いします。

2、国頭地区中体連駅伝大会の受け入れについて。①本村に開催地要請があった場合、受け入れるお考えはあるのかお伺いします。②高校駅伝と中学駅伝を開催することで、いろいろな面で相乗効果があると思うが、いかがお考えかお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 今帰仁の駅「そ〜れ」の浄化槽改善についての御質問にお答えいたします。

御質問の施設は、平成9年度中山間地域総合整備事業により、農産物の直売、地域特産品の研究開発、販売及び村内外の交流と情報発信の場として整備されましたが、現状の施設利用者は、当初想定された人数を大きく上回っている状況にあります。そのため御質問の合併浄化槽の処理能力が追いつかないようであるため、応急的な処置として、くみ取り回数をふやすことや、微生物の利用等を管理者に指導しているところでありますが、設備能力の抜本的な解決のためには、今後検討を要するものと思います。

②の質問にお答えいたします。昨年度から村まつり・文化祭・健康まつりを統合して、第1回今帰仁村総合まつりを開催しております。御承知のように、総合まつりは村民参加型を基本とし、まつりの開催を

通して、健康で明るい豊かな村づくりにつなげたいと考えております。まつりは村内外から多くの皆さんに御来場いただき、にぎわいを見せております。トイレの課題は、身近なものであるだけに、担当課、事務局ともその都度、協議を重ねて開催に取り組んでおります。昨年度の第1回今帰仁村総合まつりにおいては、障がいを持つ皆さん用のトイレを設置しました。健康な皆様が会場内で利用可能なトイレについては、中央公民館2カ所とコミセン1カ所を中心をお願いしているところです。また多くの来場者がいるため、「そ〜れ」の御理解と御協力をいただいております、他のまつりに比べても設置数はあるとの理解でございます。第2回の開催においても身障用トイレの設置を行います。また既存のトイレのスムーズな利用のため、案内板の充実を図り、故障等による不便な箇所については、修理等の対応を柔軟に行います。

③まつり時に保健センターのトイレを活用できないかお伺いしますについてでございますが、保健センターの立地条件からしましても、会場の中心にあるため利用ができればとお考えの皆様も多いかと存じます。保健センターにおいては、業務の特性上、村民の個人情報も多く保有しており、来訪者の対応を含め、その人数の多さや不特定多数の来訪からしますと、情報管理や施設の衛生管理の面から解放が難しいと認識しております。昨年度の開催から、まつり本部を保健センター前から「そ〜れ」下に移し、保健センターを健康まつり部門の展示及び体験コーナーとして活用しております。保健センターはこれまで祭り時における一切の出入りをお断りをしておりましたが、これを機に展示等が行われている日中の利用を緩和いたしました。トイレの利用につきましても同様でございます。これも時間を設定しての対応と考えております。

次に2点目、国頭地区中体連駅伝大会の受け入れについての御質問にお答えいたします。現在、国頭地区中体連駅伝は、本部町が主会場になっておりますが、当村においては、その主会場としての受け入れ要請の協力依頼は来ておりません。今後要請があった場合は前向きに検討していきたいと思っております。

次に②の御質問にお答えいたします。両駅伝を開催することでの相乗効果として次のようなことが考えられます。1、駅伝の村今帰仁としてネームバリューが広がること。2、児童生徒に駅伝のすばらしさや、走ることの喜び・感動等が与えられること。3、村内外から多数の関係者が訪れること。4、村民が間近でハイレベルの競技が観戦でき、スポーツの醍醐味が味わえることでございます。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聡君 村長の御答弁である程度は理解いたしましたけれども、「そ〜れ」の浄化槽の件でありますけれども、これは当初の予定では従業員用のトイレを想定してやったということを聞いておりますが、村内外から多数の来訪者が見えて、集合場所というか、まさしくステーションになっているわけでありまして。その中でトイレだけの利用もかなりあると聞いております。そういった意味で、部分的な改善ではなかなか難しいということ聞いておりますので、浄化槽を28人規模から、ある意味で50人、100人規模のこれを設置しないと改善できないと私は思っております。そういった意味で、今後、村として来訪者の皆さんのトイレ対策、人間は食べたり、飲んだりしますとどうしてもこれは必然でありますので、そこら辺のところを考えて、ぜひこれを改善していただきたいと思っております。幾分関連質問になって、2、3ではやっているわけですがけれども、結局、普通の来訪者が常々「そ〜れ」のトイレを利用しているわけです。まつり時とかも含めてですね、この両方も利用できたらいいのではないかとこの観点から私は質問

しております。障害者用とか、村当局がいろいろ御努力されてやっていることには敬意を表したいと思っておりますので、これからもまつり等含めて、利用者の皆様が快適に利用できるようにしていただきたいと思っております。

2の質問でございますけれども、今現在、国頭地区中体連の駅伝大会は、本部町の中央公民館の道路から発着点になっている関係上、本部署のほうから安全対策上も含めて改善というか、できるなら別の場所にやってほしいという要請が何遍もあるようでございます。グラウンドを中心にしたほうがいろんな面で安全だから、いろんな面で指摘されているようです。そしてその中で本村が総合運動公園ですね、立地条件として大変いいということを知っておりまして、これを何とか周回コースでやる予定のようです。だから最適だということをやっているようでございますので、ぜひそのときには村当局も前向きというあれではありますけれども、積極的な、誘致活動はする必要はないと思っておりますけれども、そのときには快く引き受けていただきたいと思っております。

そして②のほうですけれども、県大会とか、九州大会も開催される可能性も、何年かごとにあると思っておりますので、宿泊も含めて、「そ〜れ」等も含めて、経済効果もかなりあるのではないかと考えております。そして北山高校の駅伝部にも県内からも多数の選手、またはある意味では県外からも来る可能性もあります。そういった意味でもぜひ推進したらいいかと思って質問しております。再度、当局の心意気を伺いたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

質問の趣旨にありました「そ〜れ」のトイレについては、当初25人槽ということで計画されておりますので、今の状況ではどうしても処理能力としてはオーバーしている状況であります。それで同様な課題は古宇利ふれあい広場にもありまして、その中でも微生物の利用とか、それもある程度成果を上げている状況もありますので、そういうものも見ながらやっていきたいと思っております。答弁でもありましたように、本当の意味で解決するのは、多額な予算は必要だと思いますので、その辺は今後検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいま山内議員が質問してあります誘致できないかということでありまして、村長が答弁したとおり、相手があることでありますので、本部町、中体連があることでありますので、本部町が中体連をぜひやってほしいということがありましたら、前向きに喜んで引き受けたいと思っております。以上です。

答弁漏れがございました。宿泊はもちろん今、高校駅伝が九州8県ですか、持ち回りで、高校駅伝も8年に一度はやっております。そういう関連でももちろん宿泊、経済効果、北山高校に与える波及効果は十分にあります。そういった観点から、さっきもお答えしたとおり、2カ所から要請がありましたら積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 浄化槽の件ですけれども、これは微生物とか、こういう御努力をなさっていると

いうのは聞いていますし、これではやはり限界があるということで、保健所から衛生指導もたびたび受けているようです。そういった意味では、微生物とか、これでは根本的な解決にはならないわけです。先ほども課長が答弁されていましたが、25人から8人を想定して、来訪者、来場者はこれの何十倍と見えているわけです。その中で50人、100人規模でも足りないぐらいの、ある意味で村内外から、県外から見えているわけですから、根本的な解決をしないと、予算面もとかいろいろあるかと思えますけれども、これを根本的な解決をしないことには、ある意味で村民、利用者というか、村内外の利用者に御迷惑をかけるところもありますので、村まつりとか、特にパンク状態のようです。そういった意味では、さっきの②、③は質問しておりますので、改善できるところはもちろんやりながら、根本的な解決に向けて方法があるのかないのかお伺いして、私の質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

「そ〜れ」の浄化槽の件ですけれども、これにつきましては御指摘のように、当初の予想よりも大分来訪者が多くて、なかなか間に合わないという状況にあります。その中でくみ取り回数をふやすとか、微生物等の利用等で応急的なことをやっておりますが、御指摘のとおり、これは抜本的な解決にはつながらないと思っております。先ほど申し上げましたように、設備の改善をする必要があると思っております。その中でこの浄化槽というのは相当予算のかかることでありまして、財政状況を見ながら、これについては抜本的な解決ができるように、今後検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 平成23年6月定例会において、先に通告しました2件について質問いたします。

①観光客の誘客についてであります。関係各社と契約を締結し、積極的に誘客活動を進める考えはないか。

次に②今帰仁城跡内における放送設備及び電気配線の設置について。災害時やトラブル（駐車中の車のライトの消し忘れ、団体旅行者の呼出連絡等）発生時の緊急連絡、各種イベント開催時に必要だと思えますが、設置する考えはないか質問いたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 観光客の誘致についての御質問にお答えいたします。

今帰仁城跡の入場者数は平成20年度の約20万人をピークに、平成21年、平成22年度は落ち込んできています。要因としては、リーマンショックや新型インフルエンザ等が考えられます。村といたしましては、現在、旅行者等とクーポン券契約の締結、さらに本土の高等学校に修学旅行の案内、リーフレットの送付、村長を先頭としたキャラバン隊を編成しての旅行者やマスメディア等への観光ピーアール、ポスターやカレンダーの作成配布、雑誌等の利用等、また指定管理者の各種イベントの開催やホームページでの紹介等で誘客に努めていますが、議員が質問しているとおり、さらに関係する各社をピックアップし、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

②の質問にお答えいたします。国指定史跡内における電気配線の設置に関しては、眺望景観上好ましくないことから、平成14年に県道115号線沿いの架空線の撤去を行っています。このことから電気配線は地

下埋設を行う必要があると考えられます。しかし、これを行うには発掘調査等が必要となります。現状では年数回のイベントの使用状況ではその費用対効果は低いと思われま。ただし、防災や安全対策等での電気施設や放送施設については、国・県・史跡整備委員会と協議しながら検討していかねばならないと考えております。また史跡外の交流センター周辺や第3・第4駐車場については、利用状況や景観等を考慮して検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 今の答弁で大体納得いく答弁でありました。夏休みもすぐ目の前ですし、そしてまた災害もいつ起こるか予測もできませんので、両件ともに早急な対策を講ずるように期待しまして、質問を終了いたします。

○ 議長 久田浩也君 次に、石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 平成23年6月定例会に当たり、先に通告しました件について伺います。

我が今帰仁村には地理的、歴史的、諸要因を受けた有形、無形の数多くの文化財があります。その中でも世界遺産国指定史跡に登録されている今帰仁城跡は村民共有の宝であります。平成22年度の今帰仁城跡への年間入場者数は24万3,258人、金額にいたしまして8,622万6,000円の入場料があり、経済的にも村に大きく貢献しております。今帰仁城跡の入場者数及び入場料は世界遺産登録前の平成11年度で12万604人、金額にいたしまして1,508万7,000円でしたが、世界遺産登録後は、平成14年、15年を除いて入場者数、入場料とも伸びてきて、ピーク時の平成20年度は入場者数28万9,226人、約29万人、入場料が1億449万1,000円で約1億500万円ございました。その後は平成21年、22年と、先ほど村長が説明ありましたとおり、いろんな社会の情勢の中で、2年間続けて減少しております。そこで次の点について伺います。

①今帰仁城跡の入場者数、入場料の向上対策について。また入場者数をふやすには城跡周辺の整備は不可欠なと思いますが、②城跡と文化センターの今後の整備計画について。以上、2点について伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ①の御質問にお答えいたします。

今帰仁城跡の入場者数は、平成12年に世界遺産に登録されてから、平成14年、15年を除いて平成20年度まで着実に伸びてきました。しかし、平成21年度のリーマンショックや新型インフルエンザ等の影響で平成21年、22年度は落ち込んでおります。村といたしましては、平成20年から毎年今帰仁グスクまつりの開催や現代版組踊り絵巻「北山の風～今帰仁風雲録～」の公演などのイベントを初め、山城議員にお答えしましたように、さまざまな対策や要請を行って宣伝広報に力を入れているところであります。今後も関係各位の御意見を伺い、さらなる観光ピーアールに努めて、入場者数をふやしていきたいと思っております。

②の御質問にお答えいたします。今帰仁城跡は昭和55年以降、史跡整備委員会の意見を集約しながら整備事業を進めてきています。平成12年に世界遺産に登録されてからは整備の進捗も一段とまってきました。平成14年度から周辺整備事業に着手、平成17年7月にはグスク交流センターがオープンし、円滑な活用を進めています。また同じく平成17年度からは外郭の発掘の調査に着手し、往年の往時の景観への回復を目

的に整備を進めてきています。さらに平成21年7月には今帰仁城跡周辺遺跡を第3次追加指定、平成22年2月にはシイナグスク跡第4次追加指定しております。史跡の拡大に伴い、その公有化事業も進めています。また活用推進事業は本年度が最終年度に当たることから、追加指定地を含めて、これからどのように進めていくか基本計画を策定中であります。ソフト面におきましては、現在、年中無休でボランティアガイドが案内業務をわかりやすく親切丁寧に案内して頑張っています。さらなるガイド育成等を進め、城跡のソフト支援の拡充を図っていきたいと考えています。文化センターについては、今のところ別に整備していく計画はございません。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほどのお答で、村としましても非常に努力しているのはわかります。と同時に、海洋博に来ている観光客の数も平成20年度が365万人、平成21年度が337万人、平成22年度が338万人で、確かに海洋博の入場者数は落ちているんですけども、それにしても城跡の入場者数は余りにも減る率が少し大きいのではないかという気がいたします。それと同時に、海洋博に聞いてみますと、今年は去る3月の震災以来、いつもの年よりも落ち込みがひどいということで、今後非常に城跡への入場者数も減るのではないかということが懸念されます。そういう中で、そういう課題対策を協議する場、あるいは組織などが我が今帰仁村にあるのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

今帰仁城跡の対策協議会とか、こういうのがあるかということでありますけれども、今、協議会はないんですけれども、今、毎月グスク交流センターの指定管理者と定例会を持っております。そういう中で、やはり入場者の分析というんですか、分析を行って、じゃあどのようにやるかということで、もちろん村長も教育長も含めてです。たまには経済課の観光係も呼んで、こういう感じで対策して、いろいろ対策を行っているわけでありまして。今、協議会を設置する考えはないんですけれども、これからとにかく落ち込んでいる中でどのようにやるかというのは、やはり協議会を持たないといけなければ、全員協議会を持って対策に当たっていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 我が村の村税の平成23年度の歳入予定といえますか、それが1番目の村民税から初め、5番の土地保有税まで入れて4億9,500万円、約5億円あるんですけども、平成20年度の城跡の入場料が約1億500万円ございます。その中で海洋博には平成22年度、去年で338万人、そのうちの24万3,000人が我が今帰仁城跡に来ているわけですけども、村といたしましても、自主財源をふやすには一番の手っ取り早い効果が出るのは城跡への入場者数をふやすことではないかと考えます。そういうことで、ぜひ村長には今帰仁城跡についての課題を協議する場所、場といえますか、また入場者数を向上させる推進会議みたいなものをぜひ設置してもらいたいと思いますが、村長はどうお考えか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思っております。

議員からもありますように、今帰仁城跡は世界遺産で今帰仁村の宝、また世界の宝だと考えております。

そして観光を推進する中では拠点になり得るということで、これまでも整備を進めてまいりました。その中で先ほど毎月1回意見交換会があるということでありますが、その中で私は城跡の植栽、花いっぱいをしっかりやってほしいということをお願いしました。その中で、財政が厳しい状況ではありますが、この植栽については相当予算を計上してもいいということをお願いしております。そういう中でやはり城跡の入場者数をどうしてふやすかということにつきましては、幅広い皆さんの御意見を聞く必要があると考えております。そういう意味ではどのような形になるかはこれから検討をしていきたいと思いますが、そういう場を設置していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど村長は多くの村民から多くの意見を取り入れていきたいというお考えだと聞きまして、私も安心いたしております。と同時に、また周辺の花いっぱい運動というのは観光客を寄せるには非常にいいことではないかと思っておりますので、委託管理者と一緒に、ぜひ周辺を花いっばいに、観光客からも城跡の花を見に行きたいと言わせるぐらい、ぜひ立派にしていきたいと思っております。それと同時に、また早い時期に城跡についての協議をする組織をつくっていただくよう要望いたしまして、私の発言を終わります。

○ 議長 久田浩也君 次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 平成23年第2回定例会開催に当たりまして、6月8日に会議規則第61条第1項及び第2項の規定により通告していた事項について一般質問を行います。

1点目は、地震・台風・豪雨・津波等の非常時における今帰仁村の防災対策についてであります。我が国では、これまで地震・台風・豪雨・津波など多くの災害に見舞われてきました。沖縄県内においても毎年の台風襲来や豪雨による土砂災害などにより、多くの被害が発生しています。市町村防災行政無線は自治体と住民及び防災関係相互間の災害情報伝達手段として必要であります。平成23年3月31日現在における沖縄県内の市町村防災行政無線の整備状況は我々今帰仁村を含めて、全市町村中8市町村が未整備であります。また実際の災害に対応した避難先及び避難訓練については、現在、年1回の火災予防週間における各字単位の消防団員による非常招集のみで村条例にある防災会議などは村民に周知されていないものと思われまます。さらに災害時には道路や河川などの決壊により、食料日用品の供給体制も困難になり、住民の安全、安心な生活環境の維持にも支障が出ております。以上の観点から次の点についてを当局の所見をお伺いします。まず①今帰仁村防災行政無線について。(1) 東日本大震災の未曾有の災害の教訓から今帰仁村防災行政無線の必要性があると思われるが、その整備計画について伺います。(2) 今帰仁村19区の区内放送設備の整備・運用について。

②非常時における村民の避難先及び避難実施について。(1) 現在、今帰仁村民の非常災害時の避難先はどこに想定しているか。(2) これまで非常災害を想定した避難訓練の実施はあるか、また今後の計画について。

③今帰仁村防災会議条例について。(1) 条例第2条の(1)今帰仁村地域防災計画の内容について。(2) 条例第3条の防災会議の組織の委員の詳細について。

④沖縄県地域防災計画に定める各市町村水・食料の備蓄に関する今帰仁村の現況について。(1) マスコミの調査によれば今帰仁村の行政備蓄はゼロとなっていますが、今後の備蓄計画について伺います。

(2) 村内には、流通事業者として、個人スーパー2件、大手チェーンコンビニ2件、J Aコープ1件と同規模の市町村としては比較的多数が共存しておりますが、流通備蓄についてはゼロであります。行政備蓄との併用は可能であるか。

2点目、地上デジタル放送の実施に伴う村民への支援策の実施についてであります。今回の2011年7月24日のアナログテレビ放送終了まであと1カ月余りとなり、今帰仁村民の地上デジタル放送受信支援策実施状況について。(1) NHK放送受信料全額免除世帯への支援策について。(2) 市町村民税非課税世帯への支援策について。(3) 新たな難視聴対策に関する補助金・助成金の支援策について。

3点目の教育委員会の課の新設(再分離)について。教育委員会の行財政の効率化の一環で2課(学校・社会)を1課(総合教育)に統合して改革を断行して間もない中、再び今年4月から2課に分離しております。(1) これまでの総合教育課の総括と検証は。(2) 行財政改革に逆行と思われる課の新設についての村民への合理的な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

今帰仁村防災行政無線の整備計画については、平成16年度策定の今帰仁村地域防災計画において、災害時等における広報計画に防災行政無線による広報として計画されていますが、本村に散在する多くの集落やさまざまな地形的制約により、防災行政無線の整備に係る費用は数億円になると見込まれています。村の財政事情により、まだ未整備の状況であります。今後の整備計画としては、次期の北部振興事業に要望してまいりたいと思います。村内19字の各字公民館の放送設備については、農林関係の補助事業むらづくり交付金やコミュニティ助成事業等により順次整備していきたいと考えております。先に挙げた補助事業は各区より整備要望された事業メニューから申請を上げ採択となります。今後とも各区と調整を図りながら計画をしていきたいと考えております。

次に、非常時における村民の避難先については、台風襲来時や豪雨、高潮等などの諸災害からの予防を図るための避難先としては、字公民館や各字農村公園が一次緊急避難所として挙げられております。また津波災害避難施設としては、今泊、仲宗根、古宇利の三公民館を除く公民館や各小学校及び北山高校などが挙げられます。避難訓練の実施及び今後の計画について、村内における避難訓練は、保育所、幼稚園、各小学校及び高校においては地震・火災を想定した避難訓練を実施しています。各学校等が津波時の避難場所であることから津波を想定した訓練の実績はありませんが、今後は特に今回の東日本大震災を受けて、津波災害を想定した避難訓練の実施を検討する必要があると考えております。村内各区においては、毎年のように襲来する台風時の豪雨や台風以外の豪雨時に災害対策準備体制を組み、警報発令前や警報発令時に災害警戒本部より各字区長に区民への警戒と避難の指示等をお願いしている状況にあります。3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方に未曾有の被害をもたらしました。同日の大津波につきましては、本村におきましても、対策本部より海岸部に集落を要する字に対しては避難勧告を行っております。このような災害に対する避難訓練の実施につきましては、地区を定め、各区と協議しながら検討したいと考え

ております。

次に、今帰仁村地域防災計画の内容については、現行の今帰仁村地域防災計画は、平成16年度に策定され、本計画に基づき災害対策等に対応してきました。3月に起きた津波の災害は国や県等の被害想定計画の見直しにも及ぶと思われることから、本年度は国や県の状況を見据え資料収集を行い、次年度に見直したいと考えております。防災会議の組織については、今帰仁村防災会議の委員は、今帰仁村長を会長に置き、委員に副村長、村教育長、北部土木事務所長ほか村役場課長職等となっております。

次に、今帰仁村の水・食料の備蓄の状況及び今後の備蓄計画については、沖縄県地域防災計画における食料の備蓄目標は人口5%の3日分とされ、今帰仁村地域防災計画においても、備蓄食料の目標値として本村の人口の5%の3日分の約4,500食を計画しています。しかし、備蓄食料のほとんどは3から5年程度の保存期間であることや、1食当たりおおむね1,000円前後であることから、これまで備蓄食料が必要になった実績はほとんどなく、村の財政事情等により現在整備されていない状況にあります。今後は適切な備蓄場所を確保し、年次的に備蓄に努めていきたいと考えております。

流通備蓄と行政備蓄の併用については、食料の備蓄や契約等による食料の確保は、災害発生時から村が食料を確保し、必要に応じ炊き出しによる給食を行うことになっています。この炊き出しは被災者及び救助作業や緊急復旧作業に従事する者も含まれ、各避難所や給食センターでの実施を想定しています。非常時に対応するため、村予算の予備費を確保することも必要と考えております。食料の調達先は村内所在のスーパー等、または近隣市町村からの調達で可能ではないかと思われま。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは地上デジタル放送の実施に伴う村民への支援策の実施については、私のほうから御答弁申し上げます。

NHK放送受信料の全額免除世帯への支援策については、生活保護などの扶助を受けている場合、障害者のいる世帯で世帯全員が住民税の非課税である場合は、社会福祉施設に入所し、個人のテレビを持ち込んでいる場合などの世帯は、国（総務省）の施策「地デジチューナー支援センター」に申し込みされると、地デジチューナーの無償給付を受けられます。申し込み時にチューナーの送付のみ、または取りつけまでを行うことができます。6月13日から8月26日までの祝祭日以外の毎週月曜日と金曜日に役場庁舎内に相談窓口を設置しています。なお、相談実績によっては予定の変更がございます。

次に、市町村民税非課税世帯への支援策については、世帯全員が市町村民税の非課税の措置を受けている場合で、現在地上デジタル放送を視聴できない世帯についての国（総務省）の施策では、簡易なチューナーの給付を受けることができます。この給付に係る機器のメーカーや機器の種類の指定はできなく、アンテナ工事などが必要な場合は自己負担と自己の取り付けとなっております。また支援申し込み後はNHK受信契約を勧められております。県の支援である沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業では、沖縄県在住の世帯であること。世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けていること。平成21年12月1日以降に初めて対象機器を購入した世帯。受信機等の購入や工事内容について領収書等により内容・日付・金額が確認できること。総務省が実施する地上デジタル放送受信機購入等支援事業の支援を受けられない世帯であること等のすべての条件を満たした世帯が県の支援を受けられます。1世帯1回申請で最大1万2,000

円の補助を受けられます。なお、県の相談窓口は4月20日から6月29日までで、毎週水曜日に役場内に設置されています。

次に、新たな難視聴対策に対する補助金・助成金の支援策については、新たな難視聴地域としては、村内において1カ所、今泊地内で確認されています。同地区4世帯については、総務省沖縄総合通信事務所に整備の依頼をしています。現在は電波の受信可能場所の調査を実施し、受信対応可能な施設整備の提案を待っている状況です。地上デジタル完全移行までに整備できない可能性があることから、同地区の受信施設が完了するまでは衛星放送受信機器の貸与を依頼しております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 総合教育課の総括と検証についてお答えいたします。

行財政改革の一環で2課を統合して職員一丸となり行政サービスに怠りがないよう3年間鋭意努力してまいりました。しかし、社会教育の分野で職員の減や史跡の第3次指定等による新たな史跡認定と用地取得業務等の増、さらには第4次追加指定シイナグスク城跡の史跡拡大に伴い、1課で業務を行うには事務処理に相当無理が生じてきました。課内できめ細かな行政サービスに努めるには、どのような業務体制が望ましいか、各係ごとに検討協議してまいりました。その中でも近隣市町村にはない、世界遺産登録の北山城跡と埋蔵文化財発掘や文化センターの企画展等、そして村民の健康づくりや生きがいがづくりの一環である「いつでも・誰でも・気軽に」できる生涯スポーツを含めた社会教育系の充実が議論されてきました。文化財系の充実の観点からは文化振興課の設置案もありましたが、限られた職員数で効果的な業務を行うには以前の学校教育課・社会教育課の2課体制で業務を行うことが望ましいと確認を行い、行革策定委員会に諮り現在の2課といたしました。

次に、(2)行財政改革に逆行されると思われる課の新設について、村民へどのように合理的な説明をするかということについてお答えいたします。計画されています行政懇談会や、また地域教育懇談会、その他広報等を通してタイムリーに丁寧に説明をして了解を得たいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質問を行います。

津波・台風についての質問に対する答弁なんですが、防災行政無線の整備については、私は第1回目の議員当初の一番最初の質問がこれで、今でも印象に残っているんですが、それから十数年たっているわけですが、それで何度か議会の中でも取り上げ、あるいはまたその質問でもあったんですが、他市町村、最初の通告にもありましたとおり、41市町村の中では8市町村だけが未整備なんです。特に沖縄は災害に弱いところなんですが、12市町村の中で言えば本部町と金武町と今帰仁村だけが未整備であります。この中には数億ということも書かれておりますが、いろんな今北部振興事業だけになっておりますが、それ以外の事業も補助対象にたしかになっていたということをお覚えています。数年前には少しめどもついているとも聞いていたんですが、またこの東北大震災を機会に、そういう意味でいろんな考え方も出ているのではないかと思います。この答弁では次期の北部振興事業にと、実際にはそういうタイムテーブルに乗せ

ているんでしょうが、その内容についても、もう実際にはこの2つ目の各字の公民館の放送設備とも関連するんですが、防災行政無線というのは何も防災だけではなくて、各字の連絡体制にも大変役に立っていると聞いております。字によっては、この放送設備自体がとても難しく、高低差があり過ぎて一つの公民館では聞けないというのが大部分かと思います。それを一貫して防災行政無線を整備しますと、各字の区長の委託費についても軽減するわけでございます。その点もぜひ考慮いただいて、この点19字の各公民館の放送設備についても整備を図りながらとありますが、具体的にはどのようなことをこれからやっていくのか、この北部振興事業に要望していくということについてももう少し詳しく説明を求めていると思います。

それから避難時の非常時における村民の避難先について。これについては学校がほとんどメインになっているような答弁になっております。避難訓練は保育所、幼稚園、各小学校において実施していますというふうになってはいますが、皆さん御存じのとおり、各区学校が激減しております。中学校に関してはもう1つしかないわけです。小学校ももう既に2校減っておりますので、4校。いずれ3校になるのではないかと思います。そういったところで訓練をただけでは果たして間に合うかどうか。訓練というのは全村民を対象にあるわけで、児童生徒ばかりではないわけですので、今のような学校とか、保育所とか、幼稚園での避難訓練では全然足りないのではないかと感じております。現実には津波ほどの大きな被害ではないにしても、今帰仁村においても集中豪雨の被害というのは最近にもありましたとおり、とても人ごとではないことでもあります。なかなか死者が出ないということであるんですが、それでも財産を失うという大きな災害も結構回ってきております。今、既に津波・地震は沖縄県も人ごとではないと言われておりまして、現実の問題として、この避難実施訓練についてももう少し具体的にやっていく必要があるのではないかと思います。それで例規集には災害対策として、今帰仁村防災会議条例というのがあります。この通告にもあるんですが、実際の計画ですね、この2条には今帰仁地域防災計画を作成し、実施を推進するとなっておりますが、この具体的な実施について、答弁では平成16年度の計画をしたまま、まだ見直しもしていないとなっておりますが、これについてももはやこの形式的なもので済まされないのではないかと思います。具体的にこの会議の内容をどのようなことをし、それからこれは何年計画なのか、あるいは毎年見直しているのか、それについても詳細に説明を求めていると思います。それから条例の中に組織というのがありますが、この組織の中は具体的に書かれておりまして、委員に次の各号に掲げるものをもって充てるとなっております。答弁では村長、副村長、教育長となっておりますが、実際には1から7までの項目がありまして、すべてある意味で指名されているんです。先ほども答弁にあった、いわゆる村長が任命するもの、それから実際には沖縄県の職員のうちから村長が任命するもの、それから沖縄県警察の警察官のうちから村長が任命するもの、村の三役はそのままいいとして、それから消防長及び消防団長、指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が3名任命するものとなっているんですが、実際にはそういう各項に該当する職員を充てて、その会議を開いたのか。開いたのであれば、その内容と、それから期間、定期的にやっているのかどうか、それについても再度詳細な説明を求めたいと思います。

それから備蓄の問題です。今帰仁村の水・食料の備蓄、これは沖縄タイムスの平成23年4月20日号に市町村アンケートとして出ておりまして、ほとんどのところがまだ未整備ではあるんですが、今帰仁村もそ

れに漏れず、財政、いわゆる行政備蓄、いわゆる村が備蓄するものです。それから流通、いわゆるスーパー等に村が買い上げて備蓄しておくものというものになると思うんですが、人口の5%の3日分、今帰仁村では4,500食になるのかな。そのことですが、全然まずやっていないということと、現実にほかの近隣市町村の同規模に比べれば、今帰仁村は割とスーパーとか、流通業界は多いほうだと思います。そこと提携をして、いわゆる購入し、いざのために備えるということ。なかなか現実的ではないのかもしれませんが、しかし、何があるかわからないということで、私たちは市町村アンケートで初めて備蓄というのも市町村まで来ているというのは知ったわけですが、現実に当局としては、これはどのように今後実施していくのか。現実の問題としてどのようにしていくのか。今、店としてはあるわけですから、いつでも食料についてあるんですが、これを普段から備蓄しておくということをどの程度経済的にやっていけるのか、その詳細を再度また説明を求めていきたいと思います。

地デジ放送については、先ほど答弁もありました。NHKの受信料の全額免除とか、非課税世帯とか、難視聴への補助もあるんですが、現実的には今帰仁村はどの程度の世帯になるのか。そして実際にその受信料免除、地デジの実施までにもう既にあと1カ月ちょっととなっております。その把握しているのがあるのか、どの程度把握されているのか。今帰仁村にはどの程度の該当世帯があつて、現在実施しているのがあるのか。それについて記録があれば、今すぐにでもあれば、答弁ができれば、今現在どの程度の非課税世帯への対象者があつて、現在、今帰仁村ではどの程度やったかというのを再度答弁を求めます。

教育委員会の課の新設については教育長から答弁がありました。これについては今帰仁村の行財政改革ということで、もともと2つあった教育委員会が2課になって、1つで頑張るということを知っておりまして、私はそれは今までやっていた今帰仁村の改革の一環であろうと捉えておりました。過去には13課ほどあったのが、今半分近くになっているわけです、7課ほどになっていますので。ただ、そのときのあり方について、今回の教育委員会の場合は、去年度行われました全国総体の会場ということもありまして、特に教育委員会については、総体対応ということで、課を新設はしなくて、いわゆる主幹を置いていたと思っております。過去にはそういう例がありまして、今帰仁村の場合は課をどんどん減らしています。過去には建設課、水道課があったのを水道課を減らし、そのときも主幹を置いていました。今回もそういう形で、私は主幹というあり方はやはり課長というよりは同等の仕事のできる、同等の資格というか、ポストとしては仮の場だと思っておりました。ですからいずれはその課はなくなるのを前提に主幹であるということを考えていたわけですが、今年の4月になって、その課がそのまま、主幹が課長、やはり課に昇格したということで、これはどうしたことかとは思ったんですが、教育長の答弁の中には、いわゆる世界遺産の登録とか、北山城跡の埋蔵文化財、あるいは村民の健康づくり等ということではあります、しかし、課の新設とこれとはむしろそぐわないのかと。今のままでできることはあるのではないかと感じております。いわゆるポストを一つふやしたということは、果たして行革に逆行ではなくて、それでなければならないのか。そしてさらに2つ目に行財政、行政懇談会や地域懇談会等でタイムリーに説明していく。タイムリーはいいんですけども、内容をどのように説明するか。私が疑問に思ったことは、村民もそう思うのだろうと思います。今まで1つあったものを総合教育課にして、ある意味では不便だったかもしれないです。しかし、3カ年それで、ある意味では村民も納得をして、今帰仁村はこうであると。教育指導主事

も2人擁しておりました。いろんなところ福祉課も予防課、福祉課2つあったのも1つにして、今でもそうになっています。教育委員会だけをまた元に戻して、果たして村民の理解を得られるのかというもあります。これから地域懇談会、あるいは広報等を活用するということにはなっていますが、新しくふやしたということに強く、もっと納得ある説明を再度求めていきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質問にお答えいたします。

まず第1点目の防災行政無線の整備計画についてでございますけれども、この件については、次期の北部振興事業に要望していききたいということでございますけれども、今回の大震災による津波被害も踏まえながら設置を要望していききたいと思います。現在、平成20年度以降の北部振興事業に追加的に要望という形でやっていききたいと考えております。

それから2点目の19字の各字公民館の放送設備関係でございますけれども、農林関係の補助事業、むらづくり交付金で中部地区、越地、謝名、仲宗根、玉城、それから東部地区については天底、勢理客、湧川を予定しているところです。それとコミュニティ助成事業というのがございまして、それで平成19年度平敷、それから平成20年度渡喜仁、平成22年度古宇利、平成23年度は今泊が実施中でございます。

それと3番目の消防、これは防災訓練でございますけれども、これについては消防法上の訓練を年1回以上の訓練を今実施しているところでありますけれども、今回の大震災を受けまして、各地区を定めて、字とも協議しながら避難訓練を実施していききたいと考えております。それから防災会議条例ですけれども、これについては所掌事務としましては、今婦仁村の地域防災計画を作成、または見直し、及びその実施を推進することということで、また村の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること等が大きな事務となっております。しかし、実際、現実におきましては、地域防災計画の策定、あるいは見直しのときに会議を開催しておりますというのが現状でございます。実際に災害等が発生したときに、特に台風のときには地域防災計画に基づいて、災害の対策準備態勢を初動態勢と申しますけれども、それから第2配備としまして、警戒本部を設置し、そして最後の配備としまして防災災害対策本部を設置します。そういう形で対応している状況でございます。

それと地域防災計画の見直しについては、これは毎年ではなくて、必要に応じて見直しをするという状況でございます。それと防災会議の組織でございますけれども、これは防災会議条例に基づいて組織がされておりますけれども、村長を会長に、あと郵便局長、それから沖縄県北部土木事務所長、本部警察署長、あと村の三役、そして各課長、それと消防本部の消防長、それから分遣所長、各消防団団長、あとは沖縄名護電力支店長という形で組織になっておりますけれども、今後、今回の震災を受けまして、地域防災計画の見直しにおいては、そこもまた検討をしながら見直しをするということを考えております。

あと備蓄の問題でございますけれども、備蓄の件につきましては、流通備蓄と行政備蓄の併用について御提言されておりますけれども、これについては専門家の見解でございますけれども、流通備蓄は交通が麻痺し、物資が避難場所に届かない問題があると。それからもう1つは、流通備蓄が機能しても例えばスーパーなどの在庫は限られていて、被災者の数に見合わない。そういうことで、やはり行政備蓄で県の基準では人口のおおむね5%程度、3日ということで計画されておりますけれども、やはり人口の10か

ら15%程度は物資を分散して保管することが大事ではないかと。それから3点目に、さらには個人の備蓄も大事であると。日ごろから備蓄品を身近に置いて、現場です、万が一の場合は、水1本でも食品1つでも持って逃げられると。平時の養った自分の力が頼りになってくるということで、流通備蓄と行政備蓄と、さらに個人備蓄というものをうまく組み合わせていくことが緊急の際には大事ではなからうかと思えます。したがって、今後の見直しにおいては、そういったことも考慮しながら水、食料の備蓄については考える必要があったと思えます。

あと最後に、デジタル放送の関係でございますけれども、現在、全額免除世帯の実施については把握しておりませんが、つい最近の話でございますが、県の職員が見えられて、地デジ支援の関係で特に非課税世帯に対する、生活保護世帯とか、このような世帯の方々を何とか救済できないかということで相談がございましたが、一応考え方としましては、非課税世帯の把握をしながら、今後、実情、実態を確認して行って、そして県と連携しながら適切な対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

どうして2課を1課にして、主幹制度にして十分やっていけるのではないかという質問でございましたが、事務の中身については特に社会教育係の分野で事務分掌が多岐にわたり、非常に間口が広く、特に文化財係等については、先ほど教育長のほうから説明がございましたように、史跡の指定について、その用地の認定、そして用地の取得等については、地権者の理解を得るためにどうしても係だけではなく、課長がついて行って、地権者の十分な理解を得るためにはどうしても課長のポジションが必要となってきました。これについてはいろんな面で、課長という名での会合とか、いろんな集まりがございまして、どうしても課長お一人では無理があると。そういう中で主幹制度もできてきたわけでございますが、それでも社会教育の主幹の立場については、文化財係のほかにも社会体育の面で村体協の理事長、そしていろんな社会教育の分野で昼夜かなりの時間を割いて頑張っている状況でございます。そういうこともありまして、課長お一人ではどうしても無理であるということが課内でありまして、それならば文化振興課を設置して、文化財係の充実を図ったほうがいいのではないかということもありました。しかし、そういう中で現在の職員体制、特に文化財係は2名の減になっておりまして、その体制ではちょっと無理であるということで、社会教育と学校教育2課の体制で頑張ろうということで確認しております。

それから懇談会でどのように合理的に説明するかということでございましたが、この社会教育の分野での業務量の増になった分を丁寧にこと細かく説明いたしまして、理解を求めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質問の中で、理解もしておりますが、1点目の防災無線についてですが、これは何度も前に出てきて、やはりネックになるのが経済的な問題だと聞いておりましたが、今回もそうだと思います。ただ、この通信のシステムは必ずしも今の大がかりな同報システムというだけではなくて、移動通信システム、移動通信というのがあります。いわゆる広報車を利用したもの、それはそんなにかからないものであるかと思えますし、それから今、今帰仁村の広報車もいろんな催し物には必ず出てきてお

ります。まず最初からいきなり同報という金のかかるものではなくても、移動通信システムを利用すれば、まだ少しできるのではないかと考えております。そのことも次年度の北部振興とは言っていますが、果たしていつになるかわからないかもしれないということにもなります。すぐできるのは、この移動通信システムだと思えます。これは41市町村でも21市町村が既に実施しておりまして、余裕のあるところは移動も同報も両方ともやっている市町村もあるわけです。そのほうを何とか取り入れられないか、再度検討をしていただきたいと思えます。それについては答弁は総務課長でもいいのかなと、お願いしたいと思えますが。

先ほどの最初に言ったものですが、3地区の公民館はだめだといったところですが、現実にはどこにやるかということはまだ決めていないのかどうか、決めていたらそのほうも答弁を求めたいんですが。例えば古宇利であればどこにある、仲宗根ならどこであるというふうに、特に今泊、仲宗根、古宇利、この低い地帯で、しかも海に面しているところ、こういったところの緊急避難の場所を今考えているのかどうか、それとも指定していれば答弁を求めていきたいと思えます。

それから備蓄の問題については、確かに流通備蓄は今のスーパーとか、そういった業界は売れるものしか置いていないということで、余分には多分とっていないのではないかと考えます。ただ、すべてを賄うのではなくて、今言った村の行政備蓄を補うという形で、その流通とも相談をすればできることではないかと思えますが、今、既に震災の問題が発生して、現実には村として動いているのかどうか、再度答弁を求めたいと思えます。現実の問題があって、調査をしたのか。実際に各中小でもいいですが、スーパーなどを回って、今できるとすればどれぐらいできるのかといったことを調べたことがあるか。また今後やる予定があるか、これの答弁を求めていきたいと思えます。

それとデジタル放送、地デジの実施について、いわゆる補助金のことですが、これは答弁漏れかと思うんですが、実際に把握はしていないと思うんですが、実際に補助をしたことがあるかどうか。つまりこれは課長の部下のほうであったかと思うんですが、やったことがあれば、その答弁を求めていきたいと思えます。どうしてこれを聞くかという、実際に私もこれは村民から依頼されてやったんですが、とてもわずらわしい手続があるんです。これは直接1万2,000円までのチューナーの補助とはなっていますが、直接お金を補助するのではなくて、いわゆる家電店で買ってきて、領収書を、しかも役場が発行する指定の申込書を準備してやるというとても煩雑なものです。ですからそのところをあと1カ月ちょっとなんですが、まだまだ掘り起こして可能かと思えます。ぜひ答弁を求めていきたいと思えます。今、やったことがあれば、どのようにやったか。そしてその煩雑さを解消する手だてがあれば。

それから最後の教育長が答えた件ですが、これからいろんな広報でやるということは結構なことです。村長に一つだけお伺いしたいんですが、これまでもあった主幹です。主幹というのはどういう位置なのか、村長の意見を聞きたいと思えます。今までは課長の課がなかったときのいわゆる非常手段が主幹だったと。今帰仁村にはもともと主幹はいないと私は理解しておりますが、今回のようなことがまたあるのかどうか、そしてこの主幹に対する村長の考え方。それから先ほどから言っている防災会議、與那嶺幸人村長になって実際に会議に参加したことがあるかどうか、その点を答弁求めたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ **総務課長 山城徳男君** では簡潔に申し上げます。防災無線の件でございますけれども、おっしゃるとおり、防災無線のシステムにつきましては、同報システムと、固定式のようなものです。それと移動システムがあると思います。同報システムにつきましては、多額な経費が必要であると。移動システムについては、比較的安価でできるということでございますけれども、その辺もいろいろ調査をしながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから3地区の公民館の避難場所については、これはどうしても今後危険区域が10メートル以下とあるものが、これは今回の大震災においても実証されまして、それでは対応できないという状況ですので、今後の課題として、見直しに向けて検討していきたいと考えていきたいと思っております。

それから流通備蓄の件でございますけれども、実際この件については、実際にスーパーと直接そういったことも話し合うとか、内容の確認とかしたことはございませんが、今後やはり見直しについてはどうしてもこれも必要だと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

それから地デジの実際の補助金については、これは私の知る限りではちょっと実績がございません。しかし、この間、県からも見えておりましたが、その複雑さゆえに特に障がいのある方とか、あるいはお年寄りの方々については、なかなか補助があるといっても実際にするとすれば非常に難しいことであるということで、県もこの件については苦慮しておりまして、市町村も一緒になって何とか対応していただきたいと相談があったぐらいでございます。以上です。

○ **議長 久田浩也君** これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午後2時29分)